

## 「小浜市地域見守り活動」協力事業者募集要領

本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者や障がい者など生活支援を必要とする住民の地域における孤立が問題となっていることから、本市内では、現在、民生委員、ひとり暮らし老人相談員など、地域住民の方による見守り活動が行われています。

このような中、小浜市では、事業者様の協力をいただきながら、地域での見守り活動の充実・強化を図ることで、市民誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を形成することを目指しています。

小浜市では、この活動の趣旨に賛同していただける事業者で、定期的に高齢者宅などに配達や訪問などを行っている事業者および日常業務で市民の異変を発見することができる事業者を募集しています。

### 1. 募集期間

随時

### 2. 見守り対象者

高齢者、障がい者および子どもなど生活支援を必要とする者

### 3. 募集する対象事業者

定期的に高齢者宅などに配達や訪問などを行っている事業者および日常業務で市民の異変を発見することが可能な事業者

### 4. 協力事業者の申込みおよび登録の方法

#### (1) 申込み方法

この活動に協力する意思がある事業者は、「小浜市地域見守り活動」協力事業者登録申請書（様式1）に必要事項を記入の上、小浜市民生部高齢・障がい者元気支援課（以下「市」という。）に持参または郵送で申込みしてください。

#### (2) 登録

市は、申込みのあった事業者を確認し、「小浜市地域見守り活動」協力事業者として登録し、小浜市地域見守り活動協力に関する協定書（様式2）を取り交わします。

#### (3) 周知等

市は、登録した協力事業者の一覧をホームページ等で紹介します。また、登録した協力事業者は、この活動名等を広告等に使用することができます。

### 5. 協力事業者の取り組む業務

協力事業者は、この活動の趣旨を従業員に周知していただき、「小浜市地域見守り活動」

の見守りのポイント（別紙1）を参考に、日常業務の中で異変に気づいた時は、市へ情報提供をお願いします。

なお、情報提供の流れは、「小浜市地域見守り活動」フロー図（別紙2）をご参照ください。

## 6. 市の取り組む業務

- (1) この活動に関する普及、啓発
- (2) 協力事業者の登録、協定の締結および名称の公表
- (3) この活動に関する協力事業者への対応報告
- (4) その他、この活動の実施に付随する業務

## 7. 免責

協力事業者は、協定書の規定に基づく活動を行ったこと、または行わなかったことにより対象者に生じた問題等について責任を負いません。

## 8. 個人情報の保護

協力事業者は、この活動の実施に当たり知り得た個人情報について、活動の実施中または終了後においても適切に管理し、第三者への提供または活動以外の目的に使用してはけません。

## 9. 協力事業者登録の解除

協力事業者が、登録の解除を希望する場合は、速やかに「小浜市地域見守り活動」協力事業者登録解除願（様式3）を市に提出してください。

## 10. 市の各担当課

小浜市地域包括支援センター（高齢者の保健福祉・医療・権利擁護等の総合相談窓口）  
高齢・障がい者元気支援課（高齢者福祉・介護保険・障がい者支援関係）  
市民福祉課（生活支援関係）  
子ども未来課（児童関係）

〒917-0075

福井県小浜市南川町4-31

小浜市民生部高齢・障がい者元気支援課

小浜市地域包括支援センター

電話：0770-64-6015

FAX：0770-53-3480